防衛庁訓令第81号

自衛隊員倫理法又は同法に基づく命令に違反した場合の懲戒処分の基準に関する訓令を次のように定める。

平成12年6月27日

防衛庁長官　瓦　　力

自衛隊員倫理法又は同法に基づく命令に違反した場合の懲戒処分の基準に関する訓令

改正　平成13年１月６日庁訓第 ２ 号
平成13年６月８日庁訓第 65 号
平成16年10月28日庁訓第 77 号
平成17年３月31日庁訓第 43 号
平成19年１月５日庁訓第 １ 号
平成19年８月30日庁訓第145号
平成27年10月１日省訓第 39 号

（総則）

第１条　この訓令は、隊員（自衛隊法（昭和29年法律第165号）第2条第5項に規定する隊員をいう。以下同じ。）が自衛隊員倫理法（平成11年法律第130号。以下「倫理法」という。）又は同法に基づく命令に違反する行為（以下「違反行為」という。）を行った場合に係る懲戒処分の基準を定めるものとする。

第２条　この訓令において、懲戒処分の軽重は、免職、降任、停職、減給、戒告の順序による。

（懲戒処分の基準）

第３条　隊員が行った行為が別表の違反行為の欄に掲げる違反行為に該当するときは、当該隊員が行った行為の態様、公務内外に与える影響、当該隊員の官職の職責、当該行為の前後における当該隊員の態度等を考慮し、当該違反行為に応じ同表の懲戒処分の種類の欄に掲げる懲戒処分の種類のうち一の種類の懲戒処分（懲戒処分の種類が一である場合にあっては、当該種類の懲戒処分）を行うものとする。ただし、当該行為が、当該隊員の職務に関する行為をすること若しくは行為をしたこと若しくは行為をしないこと若しくは行為をしなかったことの対価若しくは当該隊員が請託を受けその地位を利用して他の隊員にその職務に関する行為をさせ、若しくは行為をさせないようにあっせんすること若しくはあっせんしたことの対価として供応接待若しくは財産上の利益の供与を受けたものであるとき又はこれらの対価として第三者に対し供応接待若しくは財産上の利益の供与をさせたものであるときは、当該違反行為に応じ同表の懲戒処分の種類の欄に掲げる懲戒処分の種類は、免職、降任又は停職とする。

（違反行為に該当する複数の行為を行った場合の取扱い）

第４条　隊員が別表の違反行為の欄に掲げる違反行為に該当する行為を２以上行ったとき

は、当該隊員に対し、当該違反行為に応じ同表の懲戒処分の種類の欄に掲げるそれぞれの懲戒処分の種類のうち最も重い懲戒処分（懲戒処分の種類が一である場合、自衛隊員倫理法又は同法に基づく命令に違反した場合の懲戒処分の基準に関する訓令にあっては、当該種類の懲戒処分。以下同じ。）より重い懲戒処分を行うことができる。

２　前項の規定により重い懲戒処分を行うときは、別表の違反行為の欄に掲げる違反行為に応じ同表の懲戒処分の種類の欄に掲げる懲戒処分の種類のうち最も重い懲戒処分が停職の場合にあっては免職又は降任、減給の場合にあっては停職、戒告の場合にあっては減給とする。

（情状等による加重及び軽減等）

第５条　前２条の規定により懲戒処分を行う場合において、次の各号のいずれかの事由があるときは、これらの規定により行うことのできる懲戒処分より重い懲戒処分を行うことができる。

(1) 隊員が行った行為の態様等が極めて悪質であるとき。

(2) 隊員が行った行為の公務内外に与える影響が特に大きいとき。

(3) 隊員が管理又は監督の地位′にあるなどその占める官職の責任の度が特に高いとき。

(4) 隊員が違反行為に該当する行為を行ったことを理由として過去に懲戒処分を受けたことがあるとき。

２　前項の規定に基づき、前2条の規定により行うことのできる懲戒処分より重い懲戒処分を行うときは、別表の違反行為の欄に掲げる違反行為に応じ同表の懲戒処分の種類の欄に掲げる懲戒処分の種類のうち最も重い懲戒処分（前条の規定により最も重い懲戒処分より重い懲戒処分を行うことができる場合にあっては、当該重い懲戒処分）が停職の場合にあっては免職又は降任、減給の場合にあっては停職、戒告の場合にあっては減給とすることを原則とする。

第６条　第３条又は第４条の規定により懲戒処分を行う場合において、次の各号のいずれかの事由があるときは、これらの規定により行うことのできる懲戒処分より軽い懲戒処分を行うことができる。

(1) 隊員の日頃の勤務態度が極めて良好であるとき。

(2) 隊員が自らの行為が発覚する前に自主的に申し出たとき。

(3) 隊員が行った行為の違反の程度が軽微である等特別の事情があるとき。

２　前項の規定に基づき、第３条又は第４条の規定により行うことのできる懲戒処分より軽い懲戒処分を行うときは、別表の違反行為の欄に掲げる違反行為に応じ同表の懲戒処分の種類の欄に掲げる懲戒処分の種類のうち最も軽い懲戒処分（懲戒処分の種類が一である場合にあっては、当該種類の懲戒処分）が停職の場合にあっては減給、減給の場合にあっては戒告とすることを原則とする。

第７条　隊員が行った行為が別表の違反行為の欄に掲げる違反行為に該当する場合において、当該隊員が行った当該違反行為の態様等に照らし懲戒処分を行わないことに相当の理由があると認められるとき（原則として当該違反行為に応じ同表の懲戒処分の種類の欄に掲げる懲戒処分の種類に戒告が含まれているときに限る。）は、懲戒処分を行わな

いことができる。
（別表に掲げられていない行為の取扱い）
第８条　隊員が行った行為が違反行為に該当する場合であって、別表の違反行為の欄に掲げる違反行為に該当しないときは、当該行為に類似する同欄に掲げる違反行為に対する懲戒処分の取扱いに準じて当該行為に対する懲戒処分を決定するものとする。
（倫理監督官に相談した場合の取扱い）
第９条　隊員が、自衛隊員倫理規程（平成12年政令第173号。以下「倫理規程」という。）第４条第２項又は第10条の規定に基づいて倫理監督官（倫理法第２４条第１項の倫理監督官をいい、倫理規程第15条第２項の規定に基づき同条第１項第１号の職務を行う隊員を含む。以下同じ。）に相談し、その指導又は助言に従って行った行為が別表の違反行為の欄に掲げる違反行為に該当するときは、当該隊員に対し懲戒処分を行わないことができる。
（違反行為に該当する行為と一般服務義務違反行為を行った場合の取扱い）
第１０条　隊員が違反行為に該当する行為及び自衛隊法第46条第1項各号のいずれかに該当する行為（違反行為に該当する行為を除く。）を行ったことを理由として懲戒処分を行う場合にあっては、当該違反行為に応じ別表の違反行為の欄に掲げる懲戒処分の種類のうち最も重い懲戒処分より重い懲戒処分を行うことを妨げない。
附　則
この訓令は、平成12年６月27日から施行し、この訓令の施行後に行われた行為について適用する。
附　則（平成13年１月６日庁訓第２号）（抄）
１　この訓令は、平成13年１月６日から施行する。
附　則（平成13年６月８日庁訓第65号）（抄）
１　この訓令は、平成13年６月８日から施行する。
附　則（平成19年１月５日庁訓第１号）（抄）
１　この訓令は、平成19年１月９日から施行する。
附　則（平成19年８月30日庁訓第１４５号）（抄）
１　この訓令は、平成１９年９月１日から施行する。
附　則（平成27年10月１日省訓第39号）（抄）
（施行期日）
第１条　この訓令は、平成27年10月１日から施行する。

別表（第３条関係）

違　反　行　為	懲戒処分の種類
１　倫理法第６条第１項、第７条第１項又は第８条第１項若しくは第２項の規定に違反して同法第６条第１項に規定する贈与等報告書、同法第７条第１項に規定する株取引等報告書又は同法第８条第１項に規定する所得等報告書若しくは同条第２項に規定する納税申告書の写し（以下「各種報告書等」という。）を提出しないこと。	戒告
２　倫理法第６条第１項、第７条第１項又は第８条第１項若しくは第２項の規定に違反して虚偽の事項を記載した各種報告書等を提出すること。	減給又は戒告
３　倫理規程第３条第１項第１号の規定に違反して利害関係者から金銭又は物品の贈与を受けること（第18号に掲げるものを除く。）。	免職、降任、停職、減給又は戒告
４　倫理規程第３条第１項第１号の規定に違反して利害関係者から不動産の贈与を受けること（第18号に掲げるものを除く。）。	免職、降任又は停職
５　倫理規程第３条第１項第２号の規定に違反して利害関係者から金銭の貸付けを受けること。	減給又は戒告
６　倫理規程第３条第１項第３号の規定に違反して利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で物品の貸付けを受けること（第18号に掲げるものを除く。）。	減給又は戒告
７　倫理規程第３条第１項第３号の規定に違反して利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で不動産の貸付けを受けること（第18号に掲げるものを除く。）。	停職又は減給
８　倫理規程第３条第１項第４号の規定に違反して利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で役務の提供を受けること（第18号に掲げるものを除く。）。	免職、降任、停職、減給又は戒告
９　倫理規程第３条第１項第５号の規定に違反して利害関係者	停職又は減給

から未公開株式を譲り受けること。	
10　倫理規程第３条第１項第６号の規定に違反して利害関係者から供応接待（飲食物の提供に限る。）を受けること（次号から第13号までに掲げるものを除く。）。	減給又は戒告
11　倫理規程第３条第１項第６号の規定に違反して遊技又はゴルフをするために要する費用を利害関係者が負担して当該利害関係者と共に遊技又はゴルフをすること。	減給又は戒告
12　倫理規程第３条第１項第６号の規定に違反して海外旅行をするために要する費用を利害関係者が負担して当該利害関係者と共に海外旅行をすること。	停職、減給又は戒告
13　倫理規程第３条第１項第６号の規定に違反して国内旅行をするために要する費用を利害関係者が負担して当該利害関係者と共に国内旅行をすること。	減給又は戒告
14　倫理規程第３条第１項第７号の規定に違反して利害関係者と共に遊技又はゴルフをすること（第11号に掲げるものを除く。）。	戒告
15　倫理規程第３条第１項第８号の規定に違反して利害関係者と共に旅行をすること（第12号及び第13号に掲げるものを除く。）。	戒告
16　倫理規程第３条第１項第９号の規定に違反して、利害関係者をして、第三者に対し同項第１号から第８号までに掲げる行為をさせること。	第３号から前号までの左欄に掲げる違反行為に応じ当該各号の右欄に掲げる懲戒処分の種類に準じて、免職、降任、停職、減給又は戒告
17　倫理規程第５条第１項の規定に違反して利害関係者に該当しない事業者等から供応接待を繰り返し受ける等社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待又は財産上の利益の	減給又は戒告

供与を受けること。	
18　倫理規程第５条第２項の規定に違反して自己が行った物品若しくは不動産の購入若しくは借受け又は役務の受領の対価を、それらの行為が行われた場に居合わせなかった利害関係者にその者の負担として支払わせること。	免職、降任、停職又は減給
19　倫理規程第５条第２項の規定に違反して自己が行った物品若しくは不動産の購入若しくは借受け又は役務の受領の対価を、それらの行為が行われた場に居合わせなかった利害関係者に該当しない事業者等にその者の負担として支払わせること。	減給又は戒告
20　倫理規程第６条の規定に違反して同条各号に掲げる書籍等の監修又は編さんに対する報酬を受けること。	免職、降任、停職、減給又は戒告
21　倫理規程第７条第１項の規定に違反して他の自衛隊員の倫理規程第３条、第５条又は第６条の規定に違反する行為によって当該他の自衛隊員（倫理規程第３条第１項第９号の規定に違反する行為にあっては、同号の第三者）が得た財産上の利益であることを知りながら、当該利益の全部若しくは一部を受け取り、又は享受すること。	免職、降任、停職、減給又は戒告
22　倫理規程第７条第２項の規定に違反して自衛隊員倫理審査会、任命権者、倫理監督官その他自衛隊員の属する防衛省本省若しくは防衛装備庁において自衛隊員の職務に係る倫理の保持に責務を有する者又は上司に対して、自己若しくは自己の属する防衛省本省若しくは防衛装備庁の他の自衛隊員が違反行為を行った疑いがあると思料するに足りる事実について、虚偽の申述を行い、又は隠ぺいすること。	停職、減給又は戒告
23　倫理規程第７条第３項の規定に違反して自らが管理又は監督をする自衛隊員が違反行為を行った疑いがあると思料するに足りる事実を黙認すること（倫理規程第７条第３項第１号から同項第４号までに規定する自衛隊員がするものに限る。）。	停職又は減給
24　倫理規程第８条の規定に違反して、自己の飲食に要する費	戒告

用について利害関係者の負担によらないで利害関係者と共に飲食をする場合において、自己の飲食に要する費用が１万円を超えるときに、倫理監督官が定める事項を倫理監督官に届け出ないこと。	
25　倫理規程第８条の規定に違反して、自己の飲食に要する費用について利害関係者の負担によらないで利害関係者と共に飲食をする場合において、自己の飲食に要する費用が１万円を超えるときに、倫理監督官が定める事項について倫理監督官に虚偽の事項を届け出ること。	減給又は戒告
26　倫理規程第９条第１項の規定に違反して倫理監督官の承認を得ずに利害関係者からの依頼に応じて報酬を受けて同項に規定する講演等をすること。	減給又は戒告